

漁業法第64条第4項の規定により聴いた檜山海区漁業調整委員会の意見の概要

1 意見の概要

檜山海区漁場計画（第8次共同漁業権、第15次区画漁業権）案は適当。

2 意見の処理の結果

適当であると答申されたことから、案のとおり檜山海区漁場計画（第8次共同漁業権、第15次区画漁業権）を作成。

3 その他

令和5年5月22日開催の第22期第13回檜山海区漁業調整委員会において、当該檜山海区漁場計画は適当であると議決された。